

福島原発被災地における農と暮らしの再生に向けて： 飯舘村の事例を中心に

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学経営学会 公開日: 2021-03-11 キーワード (Ja): 福島原子力発電所事故, 農業復興, 生業と暮らし, 飯舘 キーワード (En): 作成者: 除本, 理史 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学 |
| URL | https://doi.org/10.24544/ocu.20210309-001 |

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| Title | 福島原発被災地における農と暮らしの再生に向けて：飯舘村の事例を中心に |
| Author | 除本, 理史 |
| Citation | 経営研究. 71(4); 149-157 |
| Issue Date | 2021-02-28 |
| ISSN | 0451-5986 |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学経営学会 |
| Description | |

Osaka City University

福島原発被災地における農と暮らしの再生に向けて

—— 飯舘村の事例を中心に ——

除 本 理 史

目次

- 1 はじめに
- 2 原発被災地における生業・暮らしと自然
- 3 「ふるさとの再生」に向けて
- 4 おわりに —— 復興政策の問題点と課題

1 はじめに

環境社会学における公害の「被害構造論」は、人間の健康被害を起点として、家族や地域社会の被害まで包括的に把握しようとする研究視座である（飯島，1984）。重度の健康被害は目にみえやすいが、軽症者や患者本人ではない家族、あるいは地域社会などの被害はみえにくい。被害構造論は、こうした死角に最大限の注意を払いながら、被害の総体をできる限り捉えようとしてきた（友澤，2014，109-140頁）。

これに対して福島原子力発電所事故では、健康被害は「ただちに」生じないものとされる。したがって、従来の被害構造論をそのまま適用することはできない。健康被害に代わり、大規模な避難による人びとの暮らしや地域社会の破壊が被害の前面に出る（藤川，2012）。そのため、福島原発事故の被害は「生活の剥奪」だともいわれる（関，2013）。

しかし、奪われたものの総体、つまり日々の暮らしを成り立たせている条件を、全体として可視化するのには容易ではない。また、地域丸ごとが避難した場合の被害は比較的わかりやすいが、避難指示が出されなかった、あるいは避難指示が解除された地域では、被害がみえにくくなる。

豊かな自然を基礎とした震災前の生業と暮らしを回復し、「ふるさと」を再生していくためには、こうした失われたものの総体を明らかにし、その重要性を再確認することが必要であろう。不可視化されやすい被害を、意識的に明らかにしていくことが課題となる（除本，2019b）¹⁾。

環境経済学では「人と自然とのかかわり」を、人間と自然の間の「物質代謝」過程として捉える（吉田，1980；植田ほか，1991，31-50頁；斎藤，2019）。私たちは、人間同士の社会関係を形成して自然に働きかけ、経済活動（生産、消費、廃棄）を行う。これらの経済活動は、

いうまでもなく人間社会の内部では閉じておらず、自然資源の採取、廃棄物の環境中への排出などのように、人間と自然間の「物質のやりとり」を含んでいる。地域ごとに異なる自然的・歴史的条件のもと、この物質代謝過程を通じて地域固有の生活様式と文化が生み出されてきた(中村, 2004, 59頁)。

福島原発事故の被災地(主に浜通り地方を念頭に置く)は、自然が豊かな農業的地域であり、そこから生業と暮らしの複合性・多面性・継承性というべき特質が生じる(除本, 2019b, 145-146頁)。また、キノコや山菜採り、川魚釣り、狩猟など、自然の恵みを享受する「マイナー・サブシステム」(松井, 1998)が、暮らしの豊かさにとって重要な意味をもっていた。さらに、住民は行政区などのコミュニティに所属することにより、そこから各種の「地域生活利益」(淡路, 2015, 21-25頁)を得ていた。

こうしたライフスタイルには、都市部の生活とは異なり、ただちには貨幣的価値としてあらわれない暮らしの豊かさがある。それは、地域固有の「暮らしの価値」「生活価値」(菅野, 2020, 231頁)だといえる。近年はそれらが都市部の消費者に評価されるようになり、産直や都市農村交流などを通じて、経済的価値とも結びつきつつあった(除本, 2020a; 除本・佐無田, 2020)。

原発事故による環境汚染と大規模な住民避難は、こうした地域のありようを破壊した。人と人との結びつき、人と自然との関係性が解体され、人びとは避難元の生業と暮らしを支えていた諸条件を奪われた(「ふるさと」の喪失)。原発事故の被害者たちは、「ふるさと」への償いを求めて、原子力損害賠償紛争解決センターに対する集団申し立てや集団訴訟などの取り組みを行ってきた(除本, 2019a, 2019b, 2020b)。

本稿ではまず、福島原発被災地における生業・暮らしと自然について述べ、ある飯館村民が自家農園の再建に向けて模索する姿を通して、「なりわいとしての農」「ふるさと」の再生の意義について考えたい。そして、「なりわいとしての農」を支え、農的な営みと生活の価値を継承していくために、復興政策をどう見直すべきか、その方向性を検討する。

2 原発被災地域における生業・暮らしと自然

環境社会学者の関礼子は、浪江町津島地区を事例として、震災前における人間と自然の関係性を具体的に明らかにした(関, 2019)。そこで述べられているように、「人と自然とのかわり」は「人と人とのつながり」と密接に関連しており、それらが住民に「ふるさと」の持続性・永続性」という実感——空間と時間の座標軸に自らの居場所をしっかりと刻み込んで生きること——を与えていた。関は「ふるさと」の重要性を論じることにより、その剥奪がもたらした被害の重大性を示している。その指摘とほぼ重なるが、本節では、住民の日々年々の営み(物質代謝過程)を通じて形成されてきた、本件被災地域の特質を述べておきたい。

福島原発事故の被災地域は、自然が豊かであり農業的な色彩が強い。都市部と比較した場合

の農村社会の特徴として、一般に、生産と生活が完全に分化せず複合していること、農家の再生産と世代循環を通じて家業（農業）の継承が可能になること、生産活動が農家単位で完結せず地域の共同作業による資源管理を要すること、などの点が挙げられる。

工業生産と異なり農業においては、自然環境は生産活動の不可欠の条件である。農地の開墾、土壌改良など、長期にわたる自然への働きかけを通じて、生業の基盤がつくられてきた。こうした生業の基盤は私有地内にだけ存在するのではない。周囲の自然環境と一体になってはじめて機能する。また、農業用水の管理などでは、地域のコミュニティによる共同作業が重要な役割を果たす。

これらの事柄は、農業・農村の「多面的機能」といわれるものに関係している。農村の機能・役割は、農地を含む環境や景観の保全、伝統・文化の継承など、多くの要素を包摂する。都市住民からみた場合のレクリエーションの場、といった位置づけもそこには含まれる。

こうした農村の生産・生活の特徴は、複合性・多面性・継承性と整理しうる。農業の被害を考える場合、食料生産機能やそれによる貨幣収入だけを切りとってみるのでは一面的であり、これら複合性・多面性・継承性の毀損をトータルに把握しなくてはならない（除本，2019b，145-146頁）。

このことは狭い意味での「農業」に限られない。飯舘村²⁾にあったカフェ「極久里」（あぐり）も、複合性・多面性・継承性をよくあらわす事例である（市澤・市澤，2013）。店名は「農業の一環としてやる店」であることを示している。経営者（以下、Aさんと表記）は、農家の長男として、時代の潮流にあわせて家業を次の世代へ継承するためにカフェを開設したのである。震災の数年前には、自家畑でブルーベリーの栽培をはじめ、ケーキやジャムの材料として使っていた。

経営が軌道に乗ったのは、もちろん質のよいコーヒーがあつたことだが、農村立地という常識的には「短所」とみえるものが、実は集客にとって重要な意味をもっていた。それは窓外の景観である。「極久里」の客席側に設けられた大きな窓からは、自家畑がみえ、その先に水田と阿武隈の山なみがつながり、そして空が広がる。コーヒーとともに、年々、そして季節ごとに変化する風景を楽しむことができる。自分たちにとってはありふれているが、多くの客がその風景を気に入って足を運んでいることに、Aさんは気づいたという。

原発事故で、飯舘村は全村避難となり、「極久里」も休業に追い込まれた（写真1）。福島市に避難したAさん夫妻は、2011年7月に市内で福島店を開き、営業を再開した。しかし、窓外の景観や自家畑のブルーベリーは失われ、家業の継承という本来の目的も危ぶまれる事態に陥った。避難先で営業を再開したことで、ややもすると被害が軽減されたかのように誤解されるが、それではとても補えない重大な損失が発生していることを認識すべきである（除本，2016，63-69頁；除本・佐無田，2020，37-47頁）。

写真1 休業中の「極久里」(2012年7月14日、飯舘村にて筆者撮影)



3 「ふるさとの再生」に向けて

かけがえのない「ふるさと」の価値がわかっているからこそ、人びとはその償いを求めるだけでなく、地域の再生を強く望んできた。Aさんも、親から受け継いだ農地を守るために模索を続けている³⁾。

「極久里」は1992年に「直売所併設の喫茶店」としてスタートしたが、野菜の売り上げは伸びず、畑を担当する両親が年齢を重ねるにしたがって、しだいに近隣住民に耕作してもらうようになった。Aさんは水田を任されていたが、それも2000年にはすべての作業を委託するようになった。

このまいくと、家業の農業と「極久里」とのリンクが断たれてしまう。そこでAさんは、これらの両立を模索し、2005年から自家畑をブルーベリー栽培用に転換することにした。試行錯誤を重ねて2007年から収穫できるようになり、収穫物はケーキやジャムに加工して販売した。2009年にはジャム工房をつくり、借地も視野に入れて、ブルーベリーの増産をめざしていた。その矢先に、原発事故が起きたのである。

原発事故で「極久里」は休業を余儀なくされた。Aさん夫妻は、避難先の福島市で営業再開にこぎつけたが、窓外の景観と自家畑のブルーベリーは失われてしまった。

Aさんは、その喪失感を次のように表現している。「生き方の根本思想は変えなくとも、社会の変化を見据えて生業の在り方を変えていくことは必要である。そんな思いを背景として、家族やスタッフとともに育んできた極久里とブルーベリー園であった。夢を描き出来上がりかけていたキャンパスが、突然、切り裂かれた。」「福島店は多くのお客さまにご来店いただき、賑わっている。だが、阿武隈山地という立地条件を活かしながらお客さまに満足してい

写真2 飯舘村「極久里」からみえる「仮置き場」になったAさんの水田（2019年7月17日、筆者撮影。2020年9月時点で、遮蔽土が入った袋以外の除染土壌等は搬出済み）



ただける店を、という創業の動機を失ってしまった。よいコーヒーとよい空間でお客さんに満足していただく店という、もう一つの動機を一層大事にして仕事を進めているが、片肺飛行のような心理状況になることもある」（市澤・市澤，2013，229頁，232頁）。

原発事故によって、これまで維持してきた家業の農業と「極久里」とのリンクが断たれ、窓外の景観も失われた。Aさんの生業は、避難先と避難元に分断されてしまったのである。これをどうつなぎなおすか。

飯舘村にあるAさんの水田は、半分为除染土壌等の「仮置き場」になったため、隣接する所有田も作付けはしていない（写真2）。また、休業していた「極久里」店舗は、別のカフェに貸し出すことになった。

Aさんは、飯舘村でブルーベリー畑を再開するために、避難先の福島市から「通い農業」を続けてきた。福島店の営業があるから、村での作業日数を確保するのが難しく、ある程度人手を借りざるをえない。2018年、2019年と連続でブルーベリー果実から放射性物質が検出されなかったため、2019年から自家農園でとれた果実をケーキの材料やジャムの原料として使用している。果実の収量は、2019年は50kg程度だったが、2020年は7月段階で200kgを超えた（写真3）。

2019年度には、飯舘村の「農による生きがい再生支援事業」を使って自走式モア（草刈機）を導入し、堆肥盤を整備した。2017年度に創設された同事業は、国や県の制度で助成対象にならない自給的農業を行う高齢者らを対象に、小規模な農機や資材の購入費を最高50万円ま

写真3 Aさんのブルーベリー畑 (2020年9月19日、筆者撮影)



で補助するものだ(行友, 2018, 11頁)。

塩谷弘康は、「産業としての農」と「なりわいとしての農」を区別し、現在の農業復興支援が前者に傾斜していることを指摘する。そうしたなかで、飯舘村が「生きがい農業」に対する支援事業を設けたのは注目に値する(塩谷, 2020, 16-17頁)。

Aさんは震災前、「親から預かった田畑山林に、自分たちの世代でできることを施して次の世代に引き継ぐことを務めと心得」てきた(市澤・市澤, 2013, 222頁)。しかし、原発事故によって、そのビジョンは大きく制約を受け、避難先で暮らしながら村の農地を守るための方策を模索せざるをえなくなった。Aさんはこれを「二拠点定住」と表現している(市澤・市澤, 2013, 224頁)。

これは別の飯舘村民が、次のように書いていることにも通じる。「小さい規模であってよいから、飯舘農民が故郷を見守りつつ、故郷とは離れた土地で、〈農〉という生業の本質に立ったコミュニティを築き、何十年先になるかわからないけれども、故郷の放射能汚染が危機を脱するようになったら、もう一つの村で大切に守り育ててきた〈農の原点〉に立った農業を携え、故郷の土地に帰還したいと思う」(菅野, 2020, 39頁)。Aさんも、自分なりに農を再生させ、継承する方途に思いをめぐらせているが、長期的な展望を描くのはまだ難しいという。

産業としての農業だけでなく、震災前に承継されてきた農的な営みと生活の価値を次の世代に引き継いでいくことが、福島復興政策の重要課題の1つである。放射能汚染に対する防護を十分図りながら、農的な暮らしとその価値を受け継いでいく方策を追求することが強く求められている。

4 おわりに——復興政策の問題点と課題

原発事故の被害者たちは、償いを求めるとともに、かけがえのない「ふるさと」を取り戻したいと強く望んできた。注意すべきは、被害者が（避難先／元かを問わず）新たな気持ちで生活を切り拓いていこうとしていることをもって、賠償を否定・減縮する論拠としてはならない、という点である。それは、大事なものを奪われた人に向かって「新たに人生を切り拓くことができるからいいじゃないか」というのに等しいだけでなく、損害回避・軽減の義務を被害者の側に負わせることになり、許されるべきことではない（吉村，2020，228頁）。原発事故によって失われたものの総体を明らかにし、その重要性を再確認することこそ、震災前の生業と暮らしを回復し「ふるさと」を再生していくうえで不可欠の事柄であろう。

しかし、東京電力による賠償、および政府の福島復興政策は、地域における生産・生活の諸条件の総体を回復しようとするものではない。たとえば生活再建といっても、住居など一部の条件に目が向けられがちである。また、マイナー・サブシステムや「なりわいとしての農」（塩谷，2020，16-17頁）の意義も、十分理解されていない。賠償や復興政策のこうした問題点が問われるべきである（藤川・石井編著，2021）。

田代洋一が述べるように、東日本大震災の被災地は、もともと過疎化や高齢化などの課題を抱えていたのだから、元の姿に「復旧」してもどうにもならない。したがって、「再生」「再構築」が求められるが、「それは歴史を断ち切り、あるいはチャラにするのではなく、地域自身の歴史的な動態と営為の中から将来を描き出そう」とするものではなくてはならない（田代，2012，2-3頁）。

原発被災地の避難指示が解除されても、（地域差はあるが）帰還が進まないもとでは、以前より少ない人数で同じ面積の農地を耕作しなければならない。農地をある程度集積・集約することも必要だろう。いずれにせよこれは、全国の農村が共通して直面する課題であり、新しいチャレンジが求められる。しかしそうはいつでも、歴史を「チャラにする」のではなく、もともと被災地に根づいていた農的な営みと生活の価値を継承することが一方で不可欠である（石井，2020）。

それらの解決策は相互に対立する場合もあり、どうバランスをとりながら復興を進めるかが課題である。だが、現在の農業復興政策は「産業としての農」に傾斜しており、認定農業者以外の農業者や自給的農家はほとんど対象にならない。その背景には、「私有財産の維持形成に対する公的支援はできないという国の基本姿勢」があるのではないか。「なりわいとしての農」を担う人びとを支えていく施策が必要である（塩谷，2020，17-18頁）。

これは農業復興に限らず、福島復興政策全般の問題点でもある。すなわち、筆者が繰り返し指摘してきたように、個人に直接届く支援施策より、インフラ復旧・整備などが優先される傾向がある。ひとりひとりの生活再建と復興に向けて、きめ細かな支援策を講じていくことが強

く求められている（除本，2019a，21-22頁；同，2019b，152-153頁）。

復興政策の見直しを進めるうえでも、原発事故被害者の集団訴訟が、国と東京電力の責任を明らかにしようとしていることはきわめて重要である。戦後日本の公害・環境訴訟は、加害責任の解明を通じて、原告の範囲にとどまらず救済を広げるとともに、被害の抑止を図る制度・政策形成の機能をも果たしてきた。同じように、本件集団訴訟の原告たちも、賠償や復興政策の見直し、それらを通じた幅広い被害者の救済と権利回復をめざしている。2020年9月の「生業訴訟」仙台高裁判決では、高裁レベルで初めて国の責任が認められた（除本，2020b）。こうした被害者の取り組みが政策転換につながるのか、注視すべきである。

付記

本稿は科研費基盤研究（B）19H04341、科研費基盤研究（C）20K01427による成果の一部である。

注

- 1) いうまでもなく、被害の総体は、賠償制度の俎上になる部分よりも広範に及ぶ（堀川，2012，12頁）。そのため、被害の総体を捉えつつ救済を広げていくには、制度の側から裾野を広げていくアプローチとともに、制度的枠組みにとらわれず、みえにくい被害を明らかにしていくアプローチの両方が必要である（除本，2018，213頁）。
- 2) 飯館村の地域づくりと、震災後の営農再開等に向けた取り組みについては、境野ほか編著（2011）、千葉・松野（2012）、塩谷・岩崎（2014）、守友（2014，2016）、杉岡（2020）、田尾（2020）などを参照。
- 3) Aさんからの聞き取り（2019年6月2日、2020年9月19日、福島市で実施）、および電子メールによる照会（2020年8～9月、複数回実施）による。

参考文献

- 淡路剛久（2015）『『包括的生活利益』の侵害と損害』淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社，11-27頁。
- 飯島伸子（1984）『環境問題と被害者運動（改訂版）』学文社。
- 石井秀樹（2020）「福島における避難指示解除地域の営農再開支援のあるべき姿の小考察——福島への挑戦は日本の農業の未来をつくる」『農業法研究』第55号，33-44頁。
- 市澤秀耕・市澤美由紀（2013）『山の珈琲屋 飯館「樞久里」の記録』言叢社。
- 植田和弘・落合仁司・北島佳房・寺西俊一（1991）『環境経済学』有斐閣。
- 菅野哲（2020）『〈全村避難〉を生きる——生存・生活権を破壊した福島第一原発「過酷」事故』言叢社。
- 斎藤幸平（2019）『大洪水の前に——マルクスと惑星の物質代謝』堀之内出版。
- 境野健兒・千葉悦子・松野光伸編著（2011）『小さな自治体の大きな挑戦——飯館村における地域づくり』八朔社，77-92頁。
- 塩谷弘康（2020）「福島農業の復興・再生に向けた現状と課題——震災・原発事故8年半を経過して」『農業法研究』第55号，5-19頁。
- 塩谷弘康・岩崎由美子（2014）『食と農でつなぐ——福島から』岩波新書。

- 杉岡誠（2020）「飯館村『農』の再生に向けて」『農業法研究』第55号，45-58頁。
- 関礼子（2013）「強制された避難と『生活（life）の復興』」『環境社会学研究』第19号，45-60頁。
- 関礼子（2019）「土地に根ざして生きる権利——津島原発訴訟と『ふるさと喪失／剝奪』被害」『環境と公害』第48巻第3号，45-50頁。
- 田尾陽一（2020）『飯館村からの挑戦——自然との共生をめざして』ちくま新書。
- 田代洋一（2012）「まえがき」田代洋一・岡田知弘編著『復興の息吹き——人間の復興・農林漁業の再生』農山漁村文化協会，1-4頁。
- 千葉悦子・松野光伸（2012）『飯館村は負けない——土と人の未来のために』岩波新書。
- 友澤悠季（2014）『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房。
- 中村剛治郎（2004）『地域政治経済学』有斐閣。
- 藤川賢（2012）「福島原発事故における被害構造とその特徴」『環境社会学研究』第18号，45-59頁。
- 藤川賢・石井秀樹編著（2021）『ふくしま復興 農と暮らしの復権』東信堂（近刊）。
- 堀川三郎（2012）「環境社会学にとって『被害』とは何か——ポスト3.11の環境社会学を考えるための一素材として」『環境社会学研究』第18号，5-26頁。
- 松井健（1998）『文化学脱構築——琉球弧からの視座』榕樹書林。
- 守友裕一（2014）「原発災害からの再生をめざす村民と村——飯館村」守友裕一・神代英昭・大谷尚之編著『福島 農からの日本再生——内発的地域づくりの展開』農山漁村文化協会，115-140頁。
- 守友裕一（2016）「営農再開と地域再生——福島県飯館村における村と村民の対応」『農村計画学会誌』第34巻第4号，423-427頁。
- 行友弥（2018）「福島原発事故から7年——農業再生の現状と課題」『農林金融』第71巻第3号，2-19頁。
- 除本理史（2016）『公害から福島を考える——地域の再生をめざして』岩波書店。
- 除本理史（2018）「被害，制度，地域をめぐる——友澤氏の書評に答えて」『環境社会学研究』第24号，212-215頁。
- 除本理史（2019a）「原発事故被害者集団訴訟7判決と『ふるさとの喪失』被害」『経営研究』第69巻第3・4号，17-32頁。
- 除本理史（2019b）「原発事故集団訴訟から『ふるさとの喪失』被害の可視化へ——環境社会学との協働を通じて」『環境社会学研究』第25号，142-156頁。
- 除本理史（2020a）「現代資本主義と『地域の価値』——水俣の地域再生を事例として」『地域経済学研究』第38号，1-16頁。
- 除本理史（2020b）「福島原子力発電所事故における被害者集団訴訟の動向」『経営研究』第71巻第3号，37-48頁。
- 除本理史・佐無田光（2020）『きみのまちに未来はあるか？——「根っこ」から地域をつくる』岩波ジュニア新書。
- 吉田文和（1980）『環境と技術の経済学——人間と自然の物質代謝の理論』青木書店。
- 吉村良一（2020）「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向（1）——仙台・東京高裁判決の検討を中心に」『立命館法学』第389号，205-254頁。